

福岡県公報

平成三十一年四月十九日
第四千八十六号
増刊
①

目次

告 示 (第三百五十号)

○福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

(団体指導課) …………… 一

教育委員会

○福岡県立社会教育総合センター等の利用等に関する規則等の一部を改正する規則

(教育庁社会教育課) …………… 一一二

告 示

福岡県告示第三百五十号

福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年四月十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程(平成十五年九月福岡県告示第千六百五十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項の表を次のように改める。

貸付資金	償還期間(うち据置期間)
一 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令(昭和五十四年政令第二百五号)第七條第一項に規定する資金	十二年以内 (三年以内)
二 林業労働力の確保の促進に関する法律施行令(平成八年政令第百五十三号)第三條第一項に規定する資金	十五年以内 (三年以内)

三 農商工等連携促進法第十三條第二項に規定する資金	十二年以内 (五年以内)
四 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成二十年法律第四十五号)第九條に規定する資金	十二年以内 (三年以内)
五 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十六号)第十二條に規定する資金	十二年以内 (三年以内)
六 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号)第十條第二項に規定する資金	十二年以内 (五年以内)
七 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第八條の六第一項に規定する資金	十二年以内 (五年以内)
八 木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成八年法律第四十七号)第十五條に規定する資金	十二年以内 (三年以内)

第四条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 森林経営管理法(平成三十年法律第三十五号)第三十七條第二項の規定により、経営管理実施権の設定を受けた民間事業者については、同法附則第二条の規定により、前項の表一の項の資金にあつては、同項の償還期間を三年延長して適用するものとする。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号

林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書
(林業・木材産業改善措置に関する計画書)

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所 〒

電話番号

フリガナ

氏 名

印

生年月日 (年 月 日)

(会社その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

林業・木材産業改善資金助成法第7条第1項の規定に基づく林業・木材産業改善措置に関する計画を作成したので、福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程第6条第2項の規定に基づき、林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

林業・木材産業改善措置に関する計画

1 林業・木材産業改善措置の目標

林業・木材産業改善措置の目的	該当するものに○印を記載	添付する別紙
林業経営又は木材産業経営の改善		別紙1
林業労働に係る労働災害の防止		別紙2
林業労働に従事する者の確保		別紙3

(注) 林業・木材産業改善措置の目標については、その目的の区分に応じ、添付する別紙を選択すること。

2 林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

林業・木材産業改善措置の内容	該当するものに○印を記載	添付する別紙
機械又は施設の導入		別紙4
森林施業の実施に係るもの		別紙5
立木取得に係るもの		別紙6
上記以外の内容のもの		別紙7

(注) 林業・木材産業改善措置の内容については、その区分に応じ、添付する別紙を選択すること。

3 林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

林業・木材産業改善資金貸付残高							
円(年月日現在)							
区分	総事業費(注1)			資金内訳			
	計(注2)	改善資金	その他の借入金	自己資金			
年度							
年度							
年度							
年度							
合計							

- (注) 1 総事業費の区分の欄は、改善措置の取組の具体的な内容(機械・施設の導入、間伐の実施、作業路の開設、立木の購入等)を記載すること。また、改善措置に係る具体的な内容が複数ある場合は全て記載することとし、資材購入等の林業・木材産業の経営改善に伴い必要となる改善措置も区分して記載すること。
- 2 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、各年度ごとの総事業費及び資金内訳を記載すること。
- 3 上記(注)2に該当する場合、総事業費の計の各年度の合計欄は、2の林業・木材産業改善措置の内容に応じて添付する別紙における年度ごとの所要額の計の欄の数値と一致させること。

(添付資料)

- 1 法律の特例に該当し、償還期間が10年を超えるもの又は据置期間が3年を超えるものとする場合は各法律の特例に該当する旨を証明する書類(事業計画の認定書の写し等)を添付すること。
- 2 会社その他の団体にあつては、役員名簿(別紙8)を添付すること。

別紙1〔林業経営又は木材産業経営の改善を目的とする場合〕

林業・木材産業改善措置の目標

1 林業経営又は木材産業経営の現状と目標

項目	現状	目標
従業員数 (個人の場合、家族従事者数を内書)	人 (人)	人 (人)
資本金又は出資金(法人のみ)	万円	万円
資本整備の状況(注1)		
生産等の状況(注2)		
年間収入 (法人の場合、年間売上高)(注3)	万円	万円
年間所得 (法人の場合、年間営業利益)(注3)	万円	万円

(注) 1 資本整備の状況の欄は、事業実施に必要な主な施設や機械器具等の設置状況について記載すること。

2 生産等の状況の欄は、林業又は木材産業に係る経営規模、年間事業量等を記載すること。

3 年間収入(年間売上高)及び年間所得(年間営業利益)の欄は、林業又は木材産業に係るものを記載すること。

2 林業・木材産業改善措置の具体的目標

改善項目(注1)	現状(年度)(注2)	目標(年度)(注2)	1との関係(注4)

(注) 1 改善項目の欄は、林業・木材産業改善措置を実施することにより直接効果の現れる指標(生産性の向上、生産量の増加、生産及び販売コストの削減、品質の向上、販売量の増加、売上高の増加等)を記載すること。

2 現状及び目標の欄は、申請時点における改善項目の現状と、改善措置計画終了時点の目標を原則として数値で記載し、年度も記載すること。

3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度ごとの目標を記載すること。

4 1との関係の欄は、本目標と1で記載する年間収入(年間売上高)又は年間所得(年間営業利益)との関係を記載すること。

別紙2〔林業労働に係る労働災害の防止を目的とする場合〕

林業・木材産業改善措置の目標

(林業労働従事者用)

項目	現 状 (年度)	目 標 (年度)
年間従事日数	日	日
保有安全衛生施設		
労働災害防止		

- (注) 1 労働災害防止の欄は、申請時点における災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と改善措置計画終了時点の目標を記載し、年度も記載すること。
- 2 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度ごとの目標を記載すること。

(雇用主(個人を含む。)用)

項目	現 状 (年度)	目 標 (年度)
従業員数(注1)	人	人
年間延べ雇用量(注1)		
保有安全衛生施設		
労働災害防止(注2)		

- (注) 1 従業員数及び年間延べ雇用量には、家族従事者を含めること。
- 2 労働災害防止の欄は、申請時点における災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と改善措置計画終了時点の目標を記載し、年度も記載すること。
- 3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度ごとの目標を記載すること。

別紙3〔林業労働に従事する者の確保を目的とする場合〕

林業・木材産業改善措置の目標

項目	現 状 (年度)	目 標 (年度)
従 業 員 数(注1)	人	人
年間延べ雇用量(注1)		
保有福利厚生施設		
労働従事者の確保(注2)		

(注) 1 従業員数及び年間延べ雇用量には、家族従事者を含めること。

2 労働従事者の確保の欄は、申請時点における新規雇用者数、従業員全体に占める若年(例えば40歳未満)従業員数の割合等の労働従事者の確保に係る現状と改善措置計画終了時点の目標を記載し、年度も記載すること。

3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度ごとの目標を記載すること。

別紙4〔機械・施設の導入の場合〕

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

年度

項目	現在設置している機械・施設	導入機械・施設
目的		
機械・施設名等(注2)		
規格・能力等(注2)		
導入時期	購入： 年 月 日	設置予定： 年 月 日
台数	台	台
単価	—	円
所要額	—	円
その他 (注3)	処分方法(廃棄・下取・継続使用)	①更新・新規 ②新品・中古(年製造) ③購入・賃貸

- (注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに本別紙を作成すること。また、導入が複数ある場合は、表を追加や加工するなどして、本別紙の様式を変更すること。
- 2 機械・施設名等及び規格・能力等の欄は、内容が分かる写真又はパンフレットを添付する場合にあっては記載を省略できる。
- 3 その他の欄には、各記入欄に記述できない必要事項を記載すること。

別紙5 [森林施業の実施に係るものである場合]

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

年度

項目		内容					
目的							
施業対象森林の概要		別紙のとおり(注2)					
作業種	森林の位置	作業種別の事業計画					
		事業開始時期 ～終了時期	齢級	面積	材積	延長	所要額
間伐							
	計						
複層伐							
	計						
作業路 の開設 ・改良							
	計						
合計							

(注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに本別紙を作成すること。

2 施業対象森林の概要は、所在地、現況（樹種別・林種別・齢級別の面積、蓄積）を別紙に記載すること。また、位置を明らかにした図面を添付すること。

別紙7〔その他の取組の場合〕

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

		年度
項 目	内 容	
・研修 ・指導又は助言 ・調査 ・その他 (注2)		
実 施 時 期	年	月 日
所 要 額	円	

- (注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに本別紙を作成すること。
- 2 該当する項目に○を記載し、内容の欄には、研修等を受ける目的と内容（受講先、受講名等）を記載すること。

別紙8〔申請者が会社その他の団体である場合〕

役員名簿				
(団体名)				
該当する性別を丸で囲んでください。				
役職名	(フリガナ) 氏名	性別	住所	生年月日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日

(注) 役員全員を記載すること。

様式第二号及び様式第四号中「**長**」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程の規定は、平成三十一年四月一日以降の申請に係る貸付資金について適用する。

教育委員会

福岡県立社会教育総合センター等の利用等に関する規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十一年四月十九日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第六号

福岡県立社会教育総合センター等の利用等に関する規則等の一部を改正する規則
(福岡県立社会教育総合センター等の利用等に関する規則の一部改正)

第一条 福岡県立社会教育総合センター等の利用等に関する規則(昭和五十九年福岡県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県立社会教育総合センター等の利用、指定管理者の指定等に関する規則

第一条中「第五号」の下に「。以下「**条例**」という。」を加え、「第四条第二項及び第三百三十六条」を「第二百二十五条の六及び第三百三十三條の七」に、「利用等」を「利用、指定管理者の指定等」に改める。

第二条第二項中「センターの所長及び少年自然の家の所長(以下「**所長**」という。)」を「指定管理者」に改め、「認めた場合は、」の下に「あらかじめ教育委員会の承認を受けて、」を加え、「所長」を「指定管理者」に改める。

第四条から第七条までの規定中「所長」を「指定管理者」に改める。

第八条の見出しを「(利用料金)」に改める。

第八条中「使用料条例」を「利用料金に関する条例」に、「使用料」を「利用料金」改める。

第九条及び第十条中「所長」を「指定管理者、センターの所長及び少年自然の家の所長」に改める。

第十一条中「所長が定める」を削る。

第十二条中「所長が」を「指定管理者が教育委員会の承認を受けて」に改め、同条を

第十三条とする。

第十一条の次に次の一条を加える。

(申請書及び添付書類)

第十二条 条例第二百二十五条の三第一項及び第三百三十三條の四第一項の教育委員会規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第二百二十五条の三第一項第二号及び第三百三十三條の四第一項第二号の教育委員会で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 団体の事業、活動内容に関する書類

二 団体の財務状況に関する書類

三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして別に定める書類
附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第12条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体名称

印

代表者氏名

印

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第125条の3及び第133条の4の規定により、次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公の施設の名称	
公の施設の所在地	
担当部署名	
担当者職名・氏名	
担当者連絡先	電話() — ファックス() —

添付書類

1 事業計画書

(※ 添付書類は、必要に応じて追加すること。)

(福岡県立英彦山青年の家の利用等に関する規則の一部改正)

第二条 福岡県立英彦山青年の家の利用等に関する規則(昭和四十六年福岡県教育委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県立英彦山青年の家の利用、指定管理者の指定等に関する規則

第一条中「第五号」の下に「。以下「条例」という。」を加え、「第四条第二項及び第百三十六条」を「第百三十一条の六」に、「利用等」を「利用、指定管理者の指定等」に改める。

第二条第一項第四号及び第四条中「所長」を「指定管理者」に改める。

第五条中「により」を「を」に、「利用の申込みを」を「指定管理者に提出」に改める。

第六条中「ただちに所長」を「直ちに指定管理者」に改める。

第七条中「所長は、」を「指定管理者は、第五条の」に、「すみやか」を「速やか」に改める。

第八条を削る。

第九条中「シーツ等の洗濯代」を「シーツの洗濯代等の実費」に改め、同条を第八条とする。

第十条中「所長」を「指定管理者、所長」に、「つとめ」を「努め」に改め、同条を第九条とする。

第十一条中「所長」を「指定管理者、所長」に改め、同条を第十条とする。

第十二条中「所長が定める」を削り、同条を第十一条とする。

第十三条第二項中「所長」を「指定管理者」に改め、「認めた場合は、」の下に「あらかじめ教育委員会の承認を受けて、」を加え、「つど」を「都度」に改め、同条を第十二条とする。

第十二条の次に次の一条を加える。

(申請書及び添付書類)

第十三条 条例第百三十一条の三第一項の教育委員会規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第百三十一条の三第一項第二号の教育委員会が定める書類は、次に掲げる書類

とする。

一 団体の事業、活動内容に関する書類

二 団体の財務状況に関する書類

三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして別に定める書類
第十四条中「所長が」を「指定管理者が教育委員会の承認を受けて別に」に改める。
附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第 1 3 条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体名称

印

代表者氏名

印

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第 1 3 1 条の 3 の規定により、次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公の施設の名称	
公の施設の所在地	
担当部署名	
担当者職名・氏名	
担当者連絡先	電話() — ファックス() —

添付書類

1 事業計画書

(※ 添付書類は、必要に応じて追加すること。)

(福岡県立少年自然の家「玄海の家」の利用等に関する規則の一部改正)

第三条 福岡県立少年自然の家「玄海の家」の利用等に関する規則(昭和四十九年福岡県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県立少年自然の家「玄海の家」の利用、指定管理者の指定等に関する規則

第一条中「第五号」の下に「。以下「条例」という。」を加え、「第四条第二項及び第百三十六条」を「第百三十三条の七」に、「利用等」を「利用、指定管理者の指定等」に改める。

第二条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めた場合は、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、臨時に休所又は開所することができる。ただし、臨時に休所する場合は、指定管理者がその都度、あらかじめ日時を公示しなければならない。

第三条第一項第四号、第五条及び第六条中「所長」を「指定管理者」に改める。

第七条中「ただちに所長」を「直ちに指定管理者」に改める。

第八条中「所長」を「指定管理者」に、「すみやか」を「速やか」に改める。

第九条中「シーツ等の洗濯代」を「シーツの洗濯代等の実費」に改める。

第十条中「所長」を「指定管理者、所長」に、「つとめ」を「努め」に改める。

第十一条中「所長」を「指定管理者、所長」に改める。

第十二条中「所長が定める」を削る。

第十三条中「所長が」を「指定管理者が教育委員会の承認を受けて」に改め、同条を

第十四条とする。

第十二条の次に次の一条を加える。

(申請書及び添付書類)

第十三条 条例第百三十三条の四第一項の教育委員会規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第百三十三条の四第一項第二号の教育委員会で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 団体の事業、活動内容に関する書類
- 二 団体の財務状況に関する書類

三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして別に定める書類
附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第 1 3 条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体名称

印

代表者氏名

印

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第 1 3 3 条の 4 の規定により、次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公の施設の名称	
公の施設の所在地	
担当部署名	
担当者職名・氏名	
担当者連絡先	電話() — ファックス() —

添付書類

1 事業計画書

(※ 添付書類は、必要に応じて追加すること。)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の福岡県立社会教育総合センター等の利用、指定管理者の指定等に関する規則第十二条の規定、福岡県立英彦山青年の家の利用、指定管理者の指定等に関する規則第十三条の規定及び福岡県立少年自然の家「玄海の家」の利用、指定管理者の指定等に関する規則第十三条の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定に関して必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。